

区・自治会に関する個人情報保護について

従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりませんが、ここでは、個人情報を集める時から、その情報を保管し、利用・第三者へ提供する時に、区・自治会が守るべき主なルールをご紹介します。

(1) 個人情報を集める時のルール

- ➡ 個人情報を集める時には、利用目的を特定し、その利用目的を通知、又は公表しなければなりません。

例) 区・自治会の名簿を作成するために、会員の個人情報を集める時

→会員の個人情報を集める前にあらかじめ利用目的を会員に知らせるほかに、個人情報を集める時に記入する用紙に「(1) 会費請求、管理、その他文書の送付、(2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成、(3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握(4) 災害等の緊急時における要援護者の支援活動のため。」など、利用目的を記載する方法も考えられます。

(2) 個人情報を保管する時のルール

- ➡ 個人情報を保管する時には、集めた個人情報の漏えい、滅失などの防止のために、適切な措置を講じなければなりません。
- ➡ また、個人情報を取り扱う担当者に対し、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

例) 集めた会員名簿を保管する時

→会員名簿の入ったエクセルファイルにパスワードを設定する、紙の名簿については、施錠の出来る場所へ保管をするなど、適切に管理する必要があります。
また、会員名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。

(3) 個人情報を利用する時、第三者に提供する時のルール

- ➡ 集めた個人情報を、特定した利用目的の範囲を超えて利用する場合には、本人の同意を得なければなりません。
- ➡ また、集めた個人情報を本人以外の第三者に提供する場合には、原則、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。ただし、下記の場合には、例外として本人の同意は必要ありません。

(例外)・法令に基づく場合(例：警察からの照会など)

- ・生命、身体又は財産の保護のため(例：災害発生時の安否確認)
- ・公衆衛生・児童の健全な育成のため
- ・国や地方公共団体等への協力
- ・委託先へ提供する場合(例：会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、業者に名簿を提供する場合)

例) 会員名簿を〇〇〇へ提供する時

→第三者へ会員名簿を提供する際に本人から同意を得るほかに、個人情報を集める時に「集めた個人情報は、×××のため、〇〇〇へ提供します。」など、利用目的と合わせて記載する方法も考えられます。

→委託先へ会員名簿を提供する際には、「情報の持ち出し禁止。委託された業務以外の利用禁止。返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す。など」、委託先が適切な管理を実施することについて確認する必要があります。

個人情報保護法に関する Q&A

Q.すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいか？

A.区・自治会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理しましょう。

Q.新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいのか？

A.以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q.区・自治会全体の名簿以外でも地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合、どうすればよいか？

A.名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

その他、区・自治会関係の個人情報保護法に関するご質問や疑問点がある場合には、諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係
または、下記窓口までご相談ください。

個人情報保護法相談ダイヤル（個人情報保護委員会）

03 - 6457 - 9849

受付時間 土日祝日及び年末年始除く 9：30～17：30

※個人情報保護法相談ダイヤルでは、個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えします。